

仮想通貨シリーズ (3)

「実務対応報告公開草案第53号『資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い (案)』」の解説

公認会計士 ^{さ せ たけし} 佐瀬 剛

1 はじめに

企業会計基準委員会 (ASBJ) は、平成29年12月6日に実務対応報告公開草案第53号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い (案)」(以下「本公開草案」という。)を公表し、コメントを募集している。コメントの募集期間は平成30年2月6日までとされている。

本稿では、本公開草案の概要について解説する。

2 経緯と本公開草案の目的

平成28年に公布された「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第62号)により、「資金決済に関する法律」(平成21年法律第59号。以下「資金決済法」という。)が改正された。この改正された資金決済法では、仮想通貨が定義された上で、仮想通貨交換業者に対して新たに登録制が導入され、平成29年4月1日の属する事業年度の翌事業年度より、仮想通貨交換業者に対しては、その財務諸表の内容について公認会計士又は監査

法人による財務諸表監査が義務付けられている(資金決済法第63条の14第3項)(本公開草案19項)。

本公開草案は、仮想通貨に関連するビジネスが初期段階にあり、現時点では今後の進展を予測することは難しいことや仮想通貨の私法上の位置づけが明らかではないことを踏まえ、当面必要と考えられる最小限の項目に関する会計上の取扱いのみを定めている(本公開草案21項)。従って、仮想通貨同士の交換取引、ICO (Initial Coin Offering) 等は取り扱われていない。

また、本公開草案において定めのない事項については、今後の仮想通貨のビジネスの発展や会計に関連する実務の状況により、市場関係者の要望に基づき、別途の対応を図ることの要否を判断することになると考えられるとされている(本公開草案21項)。

なお、国際的な会計基準の動向は図表1のとおりで、2016年12月の会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議以降、現時点まで仮想通貨に関する議論はIASBにより行われておらず、IFRSにおいて仮想通貨の会計処理は明確にされていない。

図表1 国際的な会計基準の動向

- ① IASBは、2015年8月に「2015年アジェンダ協議」を公表した後の議論の過程で、仮想通貨を今後のトピックになり得るものとして取り上げたものの、2015年アジェンダ協議に関するフィードバック・ステートメントの公表にあたっては、今後の作業計画にもリサーチ・パイプラインの項目にも含めていない。
- ② 2016年7月にオーストラリア・ニュージーランド会計士協会（CAANZ）とオーストラリア仮想通貨商工会（ADCCA）は、IFRS解釈指針委員会宛てに、「仮想通貨に関する会計処理」のレターを提出（submission）しているが、IFRS解釈指針委員会からのその後のアナウンスはない。
- ③ 2016年12月の会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）においても、オーストラリア会計基準審議会（AASB）が作成したアジェンダ・ペーパーをもとに仮想通貨の会計処理が議論されている。当該アジェンダ・ペーパーでのAASBの分析及び評価は以下のとおりである。
 - (1) 仮想通貨に対して適用されるIFRSの会計基準は明確になっていないため、AASBは現行のIFRSに基づき、各資産への分類を仮定しながら仮想通貨の会計処理の検討を行っている。
 - (2) 検討の結果、中央銀行等の信用付与や法律上の裏付けがない仮想通貨は「現金（通貨）」に該当せず、現金に対する価値の変動が大きいため「現金同等物」の定義を満たさないとしている。また、仮想通貨自体が他者への「契約」に基づく資産ではないため金融商品には該当しないとして、棚卸資産又は無形資産のいずれかになりうると分析している。
 - (3) 仮想通貨が棚卸資産に該当するかどうか（棚卸資産に該当しない場合、仮想通貨は無形資産に区分されることになるとしている。）について、棚卸資産の定義の要件である「通常の営業過程」において保有されるかどうかが明確でないとしている。仮に、棚卸資産に該当するとしても、コモディティとして販売コスト控除後の公正価値で測定（差額は純損益で認識）するのか、又は通常の棚卸資産として低価法で評価するのかが明確でないとしている。
 - (4) AASBは、基準設定活動として、仮想通貨の問題にとどまらず、投資目的の無形資産やコモディティへの問題へも対処できるように新たな会計基準の開発を行うべきとしている。
- ④ 2016年12月のASAF会議の議事録には、以下が記載されている。
「意見交換を踏まえ、AASBの代表は、IASBがアジェンダ協議を終えたばかりの状況であり、このプロジェクトをIASBのアジェンダに追加する適切なタイミングではないと考えられることに同意した。しかしながら、AASBの代表はIASBがこの分野の発展を引き続きモニターしていくべきであると提案し、IASB議長はこの提案に同意した。」
- ⑤ 2016年12月のASAF会議以降、現時点まで仮想通貨に関する議論は、IASBにより行われていない。

（第359回企業会計基準委員会（2017年4月28日開催）6.仮想通貨に係る会計上の取扱いに関する検討 審議(6)-2仮想通貨の検討の進め方 を加工して作成）

3 本公開草案の範囲

本公開草案では、仮想通貨交換業者に対する財務諸表監査制度の円滑な運用が契機であったこと、及び適用範囲を明確にすることから、本公開草案の適用範囲を資金決済法上の仮想通貨としたとされている（本公開草案3項、25項）。

ただし、必ずしも法律上の権利に該当することが会計上の資産に該当するための要件とはされておらず、例えば、繰延税金資産や自社利用のソフトウェア等についても資産計上がなされている。この点、仮想通貨は、法律上の権利に該当するかどうかは明らかではないが、売買・換金を通じて資金の獲得に貢献する場合も考えられることから、仮想通貨を会計上の資産として取り扱い得るとしてとされている（本公開草案26項）。

4 仮想通貨の会計処理の前提

(1) 仮想通貨の会計上の資産性の有無

仮想通貨は現時点において、私法上の位置づけが明確でなく、仮想通貨に何らかの法律上の財産権を認め得るか否かについては明らかではないものと考えられる（資金決済法においては、「財産的価値」と定義されている（資金決済法第2条第5項第1号及び第2号）。）とされている（本公開草案26項）。

ここで、我が国における会計基準では、多くの場合、法律上の権利を会計上の資産として取り扱っている。た

(2) 既存の会計基準との関係

仮想通貨を会計上の資産として取り扱う場合、既存の会計基準との関係は、図表2のように整理されるとされている（本公開草案27項）。この整理を踏まえると、仮想通貨については、直接的に参照可能な既存の会計基準は存在しないことから、本公開草案においては、仮想通貨に関する会計処理について既存の会計基準を適用せず、仮想通貨独自のものとして新たに会計処理を定めているとされている（本公開草案32項）。

図表2 既存の会計基準との関係の整理

会計処理の候補	整理
外国通貨 (本公開草案28項)	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮想通貨は、外国通貨のように、本邦通貨ベースでみれば価値の変動を伴うものの、決済手段として利用する目的で保有される場合があり、外国通貨として会計処理することが候補となる。 ● ここで、会計基準における通貨の定めは、国際的な会計基準も含め、一般的に法定通貨であることが想定されていること、当該外国通貨ベースでみれば法定通貨の単位での価値の変動がなく仮想通貨と必ずしも類似の性格とは言えないことから、仮想通貨を外国通貨として会計処理することは適当ではないと考えられる。
金融資産 (本公開草案29項)	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮想通貨は、仮想通貨利用者により投資目的で保有される場合があり、有価証券などの金融資産に類似した性格を有するため、金融資産として会計処理することも候補となる。 ● 我が国の会計基準においては、金融資産について「現金、他の企業から現金若しくはその他の金融資産を受け取る契約上の権利、潜在的に有利な条件で他の企業とこれらの金融資産若しくは金融負債を交換する契約上の権利、又は他の企業の株式その他の出資証券である。」(会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。)第4項)と定めている。また、国際的な会計基準においても、金融商品とは、一方の企業にとっての金融資産と、他の企業にとっての金融負債又は資本性金融商品の双方を生じさせる契約と考えられている。これらの考え方を踏まえれば、仮想通貨は現金以外の金融資産にも該当しないと考えられる。
棚卸資産 (本公開草案30項)	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮想通貨は、仮想通貨利用者により投資目的で保有される場合は、主に実需以外の要因で価値が変動する現物商品(コモディティ)である金地金に類似した性格も有しているため、トレーディング目的で保有する棚卸資産として会計処理することも候補となる。また、仮想通貨交換業者が営業目的を達成するために所有し、かつ、売却を予定して保有する場合も棚卸資産として会計処理することが候補となる。 ● ここで、企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」では、棚卸資産は通常の販売目的で保有する棚卸資産とトレーディング目的で保有する棚卸資産の2つに分類され、いずれについても「営業目的を達成するために所有し、かつ、売却を予定する資産」であるとしているが、仮想通貨は決済手段として利用されるなど棚卸資産と異なる目的としても利用されるため、すべての仮想通貨が棚卸資産の定義を満たすものとすることは適当ではないと考えられる。
無形固定資産 (本公開草案31項)	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮想通貨は、資金決済法において電子的に記録され移転可能な財産的価値とされており、電子的に記録され移転可能な無形の価値を有することから、無形固定資産として会計処理することも候補となる。 ● この点、国際的な会計基準も含め、一般的にトレーディング目的で保有される無形固定資産という分類は想定されていないことから、仮想通貨を無形固定資産として会計処理することも適当ではないと考えられる。

5 仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理

(1) 期末における仮想通貨の評価に関する会計処理

仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者は、保有する仮

想通貨(仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨を除く。以下同じ。)について、図表3のように活発な市場(後述(2)参照)の有無により会計処理を区分している。

図表3 期末における仮想通貨の評価

活発な市場の有無	会計処理
活発な市場が存在する場合（本公開草案5項）	<ul style="list-style-type: none"> ●市場価格に基づく価額をもって当該仮想通貨の貸借対照表価額とする。 ●帳簿価額との差額は当期の損益として処理する。
活発な市場が存在しない場合（本公開草案6項、7項）	<ul style="list-style-type: none"> ●取得原価をもって貸借対照表価額とする。 ●期末における処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）が取得原価を下回る場合には、当該処分見込価額（※）をもって貸借対照表価額とし、取得原価と当該処分見込価額との差額は当期の損失として処理する。 ●前期以前において、仮想通貨の取得原価と処分見込価額との差額を損失として処理した場合、当該損失処理額について、当期に戻入れを行わない（保守的に切放し法のみ認められている）。
	<p>（※）処分見込価額について</p> <p>我が国の会計基準においては、取得原価をもって貸借対照表価額とする資産の収益性が低下した場合、取得原価基準の下で回収可能性を反映させるように、過大な帳簿価額を減額し、将来に損失を繰り延べないために回収可能価額まで帳簿価額を切り下げる会計処理が行われていることを踏まえたものである。活発な市場が存在しない仮想通貨についても、売買・換金によって資金の回収を図ることが想定されるため、評価時点における資金回収額を示す正味売却価額（時価から処分見込費用を控除して算定される金額をいう。以下同じ。）がその帳簿価額を下回っているときには、収益性が低下していると考え、帳簿価額の切下げを行うことが適当であると考えられるとされている（本公開草案41項）。</p> <p>活発な市場が存在しない仮想通貨は、市場価格がなく、客観的な価額としての時価を把握することが困難な場合が多いと想定されることから、一般的に時価を基礎とした正味売却価額を見積ることは困難であると考えられる。このため、棚卸資産における期末評価時の時価を基礎とした正味売却価額の見積りが困難な場合の定めとして、期末日における処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）を用いる取扱いが認められていることを踏まえ、活発な市場が存在しない仮想通貨についても処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）まで帳簿価額を切り下げることが考えられるとされている（本公開草案42項）。</p> <p>なお、具体的な処分見込価額の算定にあたっては、期末日における処分を前提として、第三者によりその価値を保証されていること等により資金の回収が確実に見込まれる価額を見積ることになり、資金の回収が確実に見込まれる価額を見積ることが困難な場合にはゼロ又は備忘価額を処分見込価額とすることになると考えられるとされている（本公開草案42項）。</p>

図表3の会計処理の基本的考え方は以下のように整理されている。活発な市場が存在する仮想通貨は時価の変動により利益を得ることを目的として保有するものに分

類することが適当と考えられるとして、保有目的を特定している点は特徴的と考えられる。

（基本的考え方）

期末における仮想通貨の評価に関する会計処理を検討するにあたっては、これまでの我が国の会計基準における評価基準に関する考え方を参考に、資産の保有目的や活発な市場の有無の観点から、以下のように、基本的な考え方を整理したとされている（本公開草案33項）。

- これまでの我が国の会計基準では、資産の保有目的について、売買目的有価証券やトレーディング目的で保有する棚卸資産など時価の変動により利益を得ることを目的として保有する資産については時価で評価することが適当とされており、通常の販売目的で保有する棚卸資産や製造設備など時価の変動ではなく事業活動を通じた資金の獲得を目的として保有する資産については取得原価で評価することが適当とされている（本公開草案34項）。
- ここで、活発な市場が存在する仮想通貨は、主に時価の変動により売却利益を得ることや決済手段として利用すること、仮想通貨交換業者が業務の一環として仮想通貨販売所を営むために仮想通貨を一時的に保有することを目的として保有されることが現時点において想定される。このため、活発な市場が存在する仮想通貨は、いずれも仮想通貨の時価の変動により保有者が価格変動リスクを負うものであり、時価の変動により利益を得ることを目的として保有するものに分類することが適当と考えられる。なお、時価は市場価格に基づく価額と市場価格がない場合の合理的に算定された価額の2つに区分されているが（本公開草案4項(6)参照）、活発な市場が存在する仮想通貨については、活発な市場における市場価格が存在することから、市場価格に基づく価額を時価として使用することになると考えられる（本公開草案35項）。
- 一方、活発な市場が存在しない仮想通貨は、時価を客観的に把握することが困難であることが多く、また、時価により直ちに売買・換金を行うことに事業遂行上等の制約があることから、時価の変動を企業活動の成果とは捉えないことが適当と考えられる（本公開草案36項）。

また、本公開草案の提案では、活発な市場が存在しない場合の処分見込価額について、資金の回収が確実に見込まれる価額を見積ることが困難な場合にはゼロ又は備忘価額を処分見込価額とすることになると考えられる（図表3（※）参照）とされている点に留意が必要と考えられる。

(2) 活発な市場の判断規準

前述(1)における活発な市場が存在する場合とは、仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者の保有する仮想通貨について、

継続的に価格情報が提供される程度に仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われている場合

をいうものとする（本公開草案8項）。

また、保有する仮想通貨の種類、当該保有する仮想通貨の過去の取引実績及び当該保有する仮想通貨が取引の対象とされている仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所の状況等を勘案し、個々の仮想通貨の実態に応じて判断することが考えられるとされている（本公開草案46項）。

ここで留意すべきは、二点ある。

まず、上記の「継続的に価格情報が提供される程度に仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われている場合」に該当するかを慎重に検討する必要がある点である。

次に、「仮想通貨取引所」及び「仮想通貨販売所」の定義である。それぞれ本公開草案4項において下記のように規定されているが、いずれも下線部分がポイントとなる。資金決済法第2条第9項に規定する外国仮想通貨交換業者としていないため、下線部分に該当する外国の取引所等も活発な市場が存在するか否かの判断の対象となり得ると考えられる。

本公開草案4項

- (4) 「仮想通貨取引所」とは、仮想通貨交換業者又は外国において仮想通貨の売買若しくは他の仮想通貨との交換、又はそれらの行為の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う者が運営主体となり、仮想通貨の売り注文と買い注文について、当該注文に関する内容（価格、数量）に基づき、仮想通貨の取引を成立させるための交換市場をいう。
- (5) 「仮想通貨販売所」とは、仮想通貨交換業者又は外国において仮想通貨の売買若しくは他の仮想通貨との交換、又はそれらの行為の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う者が仮想通貨取引の相手方となって購入価格又は売却価格を提示し、当該購入価格又は売却価格での仮想通貨の売買を行う交換市場をいう。

（下線は筆者による）

図表3のとおり、活発な市場の有無により会計処理が異なるため、実務上、活発な市場の有無の判断が重要な論点になると考えられる。

(3) 活発な市場が存在する仮想通貨の市場価格

活発な市場が存在する仮想通貨の市場価格は、図表4のように規定されている。

「通常使用する自己の取引実績の最も大きい仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所における取引価格」等としている点特徴的であるが、その理由は図表4（※）に記載のとおり、現時点では、海外も含めた各仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所の取引量を網羅的に把握し、取引が最も活発に行われている仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所における取引価格等を決定することは困難であると考えられることとされている。

また、取引は24時間行われており、また価格の変動が激しいこともあるため、どの時点の価格を適用するかは実務上、論点になると考えられる。

図表4 活発な市場が存在する仮想通貨の市場価格

<p>【原則】 仮想通貨交換業者 及び 仮想通貨利用者 は、</p> <p>保有している活発な市場が存在する仮想通貨の期末評価において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市場価格として仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所で取引の対象とされている仮想通貨の取引価格を用いるときは、 ● 保有する仮想通貨の種類ごとに、 ● 通常使用する自己の取引実績の最も大きい仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所における取引価格（取引価格がない場合には、仮想通貨取引所の気配値又は仮想通貨販売所が提示する価格）（※）を用いることとする（本公開草案9項）。 <p>なお、期末評価に用いる市場価格には取得又は売却に要する付随費用は含めないものとする（本公開草案9項）。</p>
<p>【容認】 仮想通貨交換業者 において、</p> <p>上記の通常使用する自己の取引実績の最も大きい仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所が自己の運営する仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所である場合、</p> <p>当該仮想通貨交換業者は、自己の運営する仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所における取引価格等（取引価格、仮想通貨取引所の気配値及び仮想通貨販売所が提示する価格をいう。以下同じ。）が「公正な評価額」を示している市場価格であるときに限り（本公開草案4項(7)参照）、時価として期末評価に用いることができる（本公開草案10項）。</p>
<p>（※） 「通常使用する自己の取引実績の最も大きい仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所における取引価格」を用いるとしている理由</p> <p>我が国の会計基準では、例えば、金融資産について、複数の市場で取引されている場合は、当該金融資産の取引が最も活発に行われている市場の取引価格を市場価格として適用することが定められている（金融商品実務指針257項）。また、金融商品実務指針102項においては、複数の市場で気配値を入手できるデリバティブ取引について、会社が通常使用する市場での価格を使用することが定められており、国際的な会計基準でも、反証がない限り、企業が通常使用する市場での価格を公正価値測定において使用することとされている（本公開草案47項）。</p> <p>ここで、現時点では、海外も含めた各仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所の取引量を網羅的に把握し、取引が最も活発に行われている仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所における取引価格等を決定することは困難であると考えられるため、通常使用する自己の取引実績の最も大きい仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所における取引価格等を市場価格として使用することとしたとされている（本公開草案48項）。</p>

(4) 仮想通貨の取引に係る活発な市場の判断の変更時の取扱い

活発な市場が存在する仮想通貨と活発な市場が存在しない仮想通貨では、図表3に記載のとおり、仮想通貨の評価基準が異なることから、仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者は、活発な市場が存在する仮想通貨が活発な

市場が存在しない仮想通貨となった場合又は活発な市場が存在しない仮想通貨が活発な市場が存在する仮想通貨となった場合、保有する仮想通貨の評価基準を変更するものとしたとされている（本公開草案50項、図表5参照）。

図表5 仮想通貨の取引に係る活発な市場の判断の変更時の取扱い

活発な市場の判断の変更	取扱い
<p>活発な市場が存在する→ 活発な市場が存在しない</p> <p>仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が保有する仮想通貨について、活発な市場が存在する仮想通貨が、その後、活発な市場が存在しない仮想通貨となった場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●活発な市場が存在しない仮想通貨となる前に最後に観察された市場価格に基づく価額をもって取得原価とし、評価差額は当期の損益として処理する。 ●活発な市場が存在しない仮想通貨となった後の期末評価は、本公開草案6項（図表3「活発な市場が存在しない場合」参照）に基づいて行う（本公開草案11項）。
<p>活発な市場が存在しない→ 活発な市場が存在する</p> <p>仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が保有する仮想通貨について、活発な市場が存在しない仮想通貨が、その後、活発な市場が存在する仮想通貨となった場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●その後の期末評価は、本公開草案5項（図表3「活発な市場が存在する場合」参照）に基づいて行う。 ●例えば、活発な市場が存在しない仮想通貨は、本公開草案7項（図表3「活発な市場が存在しない場合」参照）に記載のとおり、前期以前に行った資産の帳簿価額の切下げの会計処理については前期以前に計上した損失処理額の戻入れを行わない切放し法のみが認められているが、その後、活発な市場が存在する仮想通貨となった場合には、本公開草案5項（図表3「活発な市場が存在する場合」参照）に基づき、市場価格に基づく価額をもって当該仮想通貨の貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として処理することとなるため、結果的に、前期以前に計上した損失処理相当額が当該差額に含まれることにより当期の損益として処理されることがあり得ると考えられる（本公開草案50項）。

(5) 仮想通貨の売却損益の認識時点

仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者は、仮想通貨の売却損益を当該仮想通貨の売買の合意が成立した時点において認識するとされている（本公開草案13項）。

我が国の会計基準においては、売却損益の認識時点に関する具体的な判断基準として、売買の合意が行われた時に売却損益の認識を行う約定日基準と、引渡時に売却損益の認識を行う受渡日基準の2つの方法が見られる（本公開草案51項）が、仮想通貨の売買取引については、売買の合意が行われた後において、取引情報がネットワーク上の有高として記録されるプロセス等は仮想通貨の種類や仮想通貨交換業者により様々であるものの、通常、売手は売買の合意が成立した時点で売却した仮想通貨の価格変動リスク等に実質的に晒されておらず、売却損益は確定していると考えられる。そのため、売却損益の認識時点として売買の合意が成立した時点とする判断基準を示すことにより、確定した売却損益を財務諸表に反映させることができ、かつ、仮想通貨の売却損益の認識時点に関する判断の実務上の多様性も抑えられると考えられることから、仮想通貨の売却損益の認識時点を売買の合意が成立した時点とする方法を採用することとしたとされている（本公開草案52項）。

実務上、売買の合意が成立した時点が明確になるよう、例えば、仮想通貨交換業者において契約約款や利用規約等において明記する等の対応が必要であると考えられる。

6 仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨の会計処理

仮想通貨交換業者は、預託者との預託の合意に基づき、例えば、仮想通貨交換業者が預託者に保有する仮想通貨を売却した後に預託者の仮想通貨を預かることや預託者から仮想通貨の送付を受けることにより、仮想通貨の預託を受けることがある（本公開草案53項）。顧客からの預かり資産（仮想通貨）に関する会計処理として、仮想通貨交換業者は、顧客から預託を受けた顧客からの預かり資産（仮想通貨）について管理・処分するための暗号鍵等を管理することになるため、自己の固有財産である仮想通貨と同様に仮想通貨交換業者の貸借対照表に計上すべきかどうか論点となっていた。

この点、これまでの我が国の実務慣行においては、原則として、預託者から預かった資産について、法律上の権利の受託者への移転に着目し、預かった資産を会計上の資産として計上するか否かを判断しているが、仮想通貨は、私法上の位置づけが明確ではないため、法律上の権利の受託者への移転の判断を行うことができない。また、審議の過程において、預託者から預かった仮想通貨を当該預託者が処分することを指図することができ、かつ、当該預託者が仮想通貨に係るリスク及び経済価値を有するのであれば、仮想通貨交換業者が預かった仮想通貨は当該預託者に帰属しているのではないかとの意見が聞かれた（本公開草案53項）。

下記の状況を踏まえ、自己が保有する仮想通貨との同質性を重視し、現金の預託を受ける場合と同様に、仮想通貨交換業者は預託者との預託の合意に基づいて預かった時において、その時点の時価により資産として計上す

ることとしたとされている（本公開草案55項）（具体的な会計処理イメージは図表6参照）。

- 仮想通貨の私法上の位置づけが明確ではない中で、一般に仮想通貨自体には現金と同様に個性がなく、預かった仮想通貨については仮想通貨交換業者が処分に必要な暗号鍵等を保管することから、仮想通貨交換業者は預託者から預かった仮想通貨を自己の保有する仮想通貨と同様に処分することができる

状況にある。

- また、預かり資産として預託者の仮想通貨を受け入れた場合に、仮想通貨交換業者が破産手続の開始決定を受けたときには、現時点においては、仮想通貨交換業者の破産財団に組み込まれた預託者の仮想通貨について預託者の所有権に基づく取戻権は認められていないと言われている（本公開草案54項）。

図表6 仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨に係る資産及び負債の認識と期末の評価等のイメージ

	借方	貸方
預託の合意に基づいて預かった時	仮想通貨（資産） ××× （預かった時の時価）	預かり仮想通貨（負債） ××× （借方と同額）
	（注）勘定科目は本公開草案では規定されていないため、あくまで例である。	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮想通貨交換業者は、預託者との預託の合意に基づいて仮想通貨を預かった時に、預かった仮想通貨を資産として認識する。 ● 当該資産の当初認識時の帳簿価額は、預かった時の時価により算定する（本公開草案14項）。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮想通貨交換業者は、同時に、預託者に対する返還義務を負債として認識する。 ● 当該負債の当初認識時の帳簿価額は、預かった仮想通貨に係る資産の帳簿価額と同額とする（本公開草案14項）。
期末時（決算時）	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮想通貨交換業者が保有する同一種類の仮想通貨から簿価分離したうえで、活発な市場が存在する仮想通貨と活発な市場が存在しない仮想通貨の分類に応じて、本公開草案5項及び6項（図表3参照）に定める仮想通貨交換業者の保有する仮想通貨と同様の方法により評価を行う（本公開草案15項）。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮想通貨交換業者は、預託者への返還義務として計上した負債の期末の貸借対照表価額を、対応する預かった仮想通貨に係る資産の期末の貸借対照表価額と同額とする。 ● 預託者から預かった仮想通貨に係る資産及び負債の期末評価からは損益を計上しない（本公開草案15項）。

預かった仮想通貨に係る期末の資産の評価について、預かった時の会計処理のとおり、自己が保有する仮想通貨との同質性を重視する観点から、保有する仮想通貨と同様の方法で、期末評価を行うことが適当と考えたとされている（本公開草案56項）。

また、預託者から預かった仮想通貨に係る価格変動リスク等は仮想通貨交換業者が負うものではなく、仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨から損益を生じさせることは適当ではないため、預託者から預かった仮想通貨に係る負債の期末の貸借対照表価額は、当該預かった仮想通貨に係る資産の期末の貸借対照表価額と同額とすることとしたとされている（本公開草案57項）。

7 開示

(1) 表示（売却損益）

仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が仮想通貨の売却取引を行う場合、

当該仮想通貨の売却取引に係る売却収入から売却原価を控除して算定した純額を損益計算書に表示する

とされている（本公開草案16項）。

仮想通貨交換業者が行う活発な市場が存在する仮想通貨の売買取引は、通常、同一種類に対する購入及び売却が反復的・短期的に行われ、購入価格と売却価格の差益を獲得するために行われているものと考えられる特徴を踏まえ、仮想通貨交換業者が行う仮想通貨の取引に係る売却損益は、売却取引に伴って得られる差益をその発生した期間における企業活動の成果として純額で表示することが適切であると考えられるとされている（本公開草案59項）。仮想通貨利用者も仮想通貨交換業者と同様に、その発生した期間における企業活動の成果として純額で表示することが適切であると考えられるとされている（本公開草案61項）。

なお、売却損益の表示は提案されているが、図表3に基づいて計上される評価損益の表示は触れられていない。

(2) 注記事項

注記事項は下記のとおり提案されている（本公開草案17項）。

仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が期末日において保有する仮想通貨、及び仮想通貨交換業者が預託者から預かっている仮想通貨について、次の事項を注記するとされている。	
(1) 仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が期末日において保有する仮想通貨の貸借対照表価額の合計額	
(2) 仮想通貨交換業者が預託者から預かっている仮想通貨の貸借対照表価額の合計額	
(3) 仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が期末日において保有する仮想通貨について、 <u>活発な市場が存在する仮想通貨と活発な市場が存在しない仮想通貨の別に、仮想通貨の種類ごとの保有数量及び貸借対照表価額。</u> ただし、貸借対照表価額が僅少な仮想通貨については、貸借対照表価額を集約して記載することができる。	仮想通貨の種類ごとの単価が計算可能となっている。
ただし、仮想通貨交換業者は、仮想通貨交換業者の期末日において保有する仮想通貨の貸借対照表価額の合計額及び預託者から預かっている仮想通貨の貸借対照表価額の合計額を合算した額が資産総額に比して重要でない場合、注記を省略することができる。とされている。	
また、仮想通貨利用者は、仮想通貨利用者の期末日において保有する仮想通貨の貸借対照表価額の合計額が資産総額に比して重要でない場合、注記を省略することができる。とされている。	

仮想通貨は、通常、価値の裏付けがないことから、保有に伴う価格変動リスクが外国通貨や金融資産と比較しても大きく、また、取引の仕組みなどに内在するリスクが存在するため、外国通貨や金融資産と異なる性質を有する。また、このようなリスクは仮想通貨の種類ごとに異なるものと考えられる。さらに、現時点において、仮想通貨の種類によっては、同一種類の仮想通貨であっても複数の仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所で異なる取引価格等が形成される可能性があるため、仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者の期末における仮想通貨の種類ごとの内訳の開示は、財務諸表利用者にとって有用な情報と考えられる。このため、期末に保有する仮想通貨の種類ごとの保有数量及び貸借対照表価額を開示することにより、財務諸表利用者は仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の種類ごとのリスクの評価、情報の把握が可能になると考えられるとされている（本公開草案62項）。

8 適用時期

適用時期は以下のとおりとされている。

原則適用	平成30年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用（本公開草案18項）
早期適用	本実務対応報告の公表日以後終了する事業年度及び四半期会計期間から適用することができる（本公開草案18項）

早期適用については、平成28年の資金決済法の改正に伴って、仮想通貨交換業者に対する登録制の導入及び平成29年4月1日の属する事業年度の翌事業年度からの仮想通貨交換業者に対する財務諸表監査制度の実際の運用が既に開始され、本実務対応報告を速やかに適用することへのニーズが想定されることから、認めることとしたとされている（本公開草案63項）。

平成30年3月中に最終化されれば3月決算会社は早期適用可能と考えられるが、12月決算会社で仮想通貨を保有している場合の会計処理をどうするかは実務上、論点となると考えられる。

以上